

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 あいおらいと

② 施設の情報

名称：鳥取県立皆成学園	種別：福祉型障害児入所施設	
代表者氏名：園長 岸根 弘幸	定員（利用人数）：65（35）名	
所在地：鳥取県倉吉市みどり町3564番地1		
TEL：0858-22-7188	ホームページ： http://www.pref.tottori.lg.jp/kaisei/	
【施設の概要】		
開設年月日 昭和24年9月		
経営法人・設置主体（法人名等）：鳥取県		
職員数	常勤職員： 53名	非常勤職員 11名
	園長 1名	事務職 1名
	保育士 38名	運転士 2名
	保健師 1名	警備員 2名
	児童指導員 6名	保育士 6名
	管理栄養士 1名	
	事務職 4名	
	介助員 2名	
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）
	1号棟（9室）2号棟（10室） 3号棟（20室） 短期入所空床型	

③ 理念・基本方針

（1）基本理念

私たちは、ノーマライゼーションの理念に基づき、入所利用児童等とご家族一人ひとりの人権を尊重した施設運営を行います。

ア 入所利用児童等一人ひとりが心身ともに安定し主体的な生活を送ることを目指して、それぞれの目的や目標に添った質の高いサービスを提供します。

イ 社会参加を促進し、入所利用児童等が地域の一員として尊重され、地域社会の中でも主体的な生活が送れるよう、豊かで多様な経験を提供します。

ウ すべての障がいのある児童等の福祉向上を目指し、地域社会に開かれた施設としての機能を発揮するよう努めます。

(2) 基本指針

- ア サービス提供並びに運営は、児童の最善の利益を基準として実施運用します。
- イ 利用児童等が安全で安心できる環境の中で児童の主体性を尊重し、かつ特性に応じた専門的支援を行います。
- ウ 入所利用児童等やご家族、地域の方々や関係機関の声に耳を傾け、将来の地域生活において一人ひとりがその人らしい生活を送れるよう総合的な支援を行います。
- エ 県民の障がい児・者福祉思想の啓発に努め、施設の持つ専門的な知識や技術を活かし、在宅で生活している障がい児・者へ専門的な支援を提供します。
- オ 発達障がい児・者及びその家族に対して相談支援を行うとともに、医療機関を含め関係機関等と連携しながら、発達支援、就労支援を行います。

④ 施設の特徴的な取組

1) 入所支援

- ・ 児童の特性によって3棟体制の中で、児童が自分で考え、自分らしい生活ができるようになるための支援を行う。
- ・ 家族や児童相談所等の機関と連携を密に図りながら児童支援を行う。
- ・ 利用者、家族の意向を踏まえ円滑な社会移行に向けた支援を行う。

2) 在宅支援

- ・ 在宅福祉の推進に寄与するため、在宅障がい児のニーズに応じて、短期入所、日中一時支援サービスを行う。
- ・ 在宅の自閉症を中心とした発達障がいのある未就学児童を対象に、小集団による療育を行うと同時に家族支援を行う。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成30年7月20日（契約日）～ 平成31年3月1日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	6回（平成28年度）

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

○他県同種の施設との相互の派遣研修の実施

5年前から滋賀県立近江学園と相互に1週間から2週間の保育士派遣研修が行われています。保育士については他の施設を知る機会も少ないなかで運営や支援体制について学ぶよい機会となっており、派遣研修の取り組みについて高く評価されます。

○データベースを活用した業務の効率化や標準化

皆成学園（以下、「園」。）の運営や支援業務に必要なデータベース（以下、「DB」。）が構築されています。DBについては10年以上前から取り組みが行われ、交替制勤務の引き継ぎの困難さを補っています。また、DBの使用は職員が熟知し各業務の流れや委員会の開催や報告、

児童の支援状況を含めいつでも閲覧できる環境となっています。質問も可能で業務の効率化や標準化に役立っていることは高く評価されます。

○地域生活移行のための取り組み

過去の虐待や様々な家庭の事情により、家庭復帰が困難で児童本人の意向（在宅生活）に添えない場合もあります。そのため、新たな取り組みとして移行先の成人施設や児童の居住地の市町と話し合うなど積極的な取り組みが行われていることは高く評価されます。

◇改善を求められる点

○救急救命、感染症等に係る研修の全職員の受講

毎年、救急救命、感染症等に係る研修が複数回開催されできるだけ多くの職員が受講できるよう配慮されておられます。しかし、全職員が受講されていないようです。今後の取り組みに期待します。

⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

今年度、新たに取り組んだ地域連携体制構築への取組について、評価をしていただき、ありがとうございます。

今後、今回の評価結果等でいただいた御意見について、改善に向け、検討を行い、更なるサービス向上に取り組みたいです。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三評価結果

共通評価基準 (45 項目)

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p><コメント></p> <p>理念及び基本指針は、皆成学園運営要項に定められ、学園要覧やホームページにも掲載されています。毎年度当初の職員研修会で、理念や基本指針について説明が行われ職員への周知が図られています。また、児童には日々の支援の中で自立支援の目標として伝えられておられます。しかし、理念や指針についての継続的な取り組みが十分ではありません、今後の取り組みが期待されます。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。		
②	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p><コメント></p> <p>社会福祉事業等の動向は、日本知的障害者福祉協会や県の同協会等、複数の福祉関連団体に所属し、機関誌、会報や各種会合、研修会で把握に努めておられます。</p> <p>また、学園内では「皆成学園あり方検討会」が継続的に開催され、社会の変化に応じた園の役割やあり方が検討されています。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p><コメント></p> <p>経営課題については毎年事業の取り組み状況や課題について明確に示されておられます。しかし、園内では経営状況の課題について職員へ十分周知されていません。明らかになった課題を日々の業務に生かすために今後の改善に期待します。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>「中・長期の事業計画」とは、理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。養育・支援の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズにもとづいた新たな福祉サービスの実施といったことも含めた目標を明確にし、その目標を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画となっている必要があります。</p> <p>今後は、養育・支援の更なる充実や地域ニーズにもとづいた福祉サービスの実施などについて中・長期計画の検討が望まれます。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>鳥取県では、所属ごとに今後の目標、業務の進め方、達成度が見えるベンチマーク（指標）等を盛り込んだ工程表による単年度の計画は作成されています。しかし、中・長期計画を踏まえた計画とはいえません。今後、中・長期計画に基づいた単年度計画とすることが望まれます。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>工程表に基づいて、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解しています。しかし、事業計画は、今後、中・長期計画策定を含めた見直しを進めていくことが期待されます。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画（工程表）は県のホームページで公開されています。しかし、利用者や家族等に対して、事業計画の主な内容をわかりやすく説明した資料を作成するなどの取り組みが望まれます。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>質の向上については毎年、園独自の自己点検表を活用した自己評価や組織のミッションを反映した目標を各職員がキャリア開発シートに記入し、定期的に評価が行われています。</p> <p>また、第三者評価を平成18年度から2年に1度受審されています。評価結果はDBにより職員全員に周知し、対応について検討が行われています。</p> <p>支援については個別支援計画のアセスメントを3～6か月毎に実施し、支援課題の整理が行われています。各委員会でも取り組みの計画を立てるとともに、年度末には評価を行い次年度の取り組みに反映されています。県のキャリア開発シート等の流れに沿った質の向上に向けた取り組みは高く評価されます。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組みむべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>第三者評価や自己評価などの結果については、DB等を活用し共有が図られています。また、評価結果等に基づいて明らかになった課題への改善の取り組みについては、各委員会で検討しDBを用いて協議され職員の意見を集約する仕組みとなっています。各委員会で年度計画を策定し、改善に取り組まれています。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>園長は皆成学園運営規程に規定されている運営方針を示すとともに、職員研修等で周知されています。また、HPで当園の役割や運営方針及び管理者の考えを表明されています。園長の役割と責任等については事務分担表で示されリーダーシップを発揮されています。</p>		

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>運営管理に関すること、施設内虐待防止や交通法規等遵守すべき法令を正しく理解するための研修を受講し、園内で伝達研修会が開催されたりDBを活用するなど職員への周知が図られています。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>各種委員会が設置され福祉サービスの質の向上について定期的に検討が行われています。各種委員会で協議された内容については統括委員会で報告され、改善が必要な事項については管理者が県への業務改善の要望として報告されています。また、必要な研修会へ積極的に職員を派遣されています。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>年2回の個別面談を通じて職員の意見を聴き取り、人員配置の検討や職員が働きやすい環境づくり努めておられます。また、支援の充実のために必要な人員配置や環境整備に取り組まれておられます。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>鳥取県職員の人材育成基本方針のほか、保育士、福祉専門職の年齢や職責に応じた目指すべき方針（「社会福祉職人材育成ワーキンググループ」）の検討により策定されています。</p> <p>職員の定数に基づき福祉専門職及び保育士の人材確保に努めておられます。また、園独自の人材育成委員会で計画を策定し欠員、産休、育休の代替職員の確保について努力していますが人材確保が困難な状況です。今後の取り組みに期待します。</p>		

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>鳥取県職員の人材育成、能力開発に向けた基本方針に「求められる鳥取県職員像」が明記されています。また、保育士及び児童指導員の人材育成方針に各職の到達目標等が定められています。</p> <p>各職員が自らの将来を描く仕組みとして自己評価が実施され、評価後面談やキャリア開発シートによる取り組みが行われています。また、一定年齢時には、キャリアビジョン研修の受講が義務付けられています。</p> <p>各職員の到達目標を設定し現況確認を含めた総合的な人事管理については高く評価されます。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>職員の勤務状況はタイムカードにより管理され、施設全体及び県全体で時間外勤務の状況など勤務体制の管理が行われています。</p> <p>また、園長による年2回の個別面談等で就業状況や勤務先などの意向が聞かれ、働きやすい職場づくりの取り組みが行われています。園内でも心身の健康、安全などについての相談窓口が設置される他、県の規則に基づく福利厚生制度があります。</p> <p>有給休暇取得や人材確保については、勤務体制及び人員の関係から改善が行われていない状況です。今後の取り組みが期待されます。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>皆成学園職員の人材育成に係る基本指針が明文化されています。職員は、この指針や各所属ごとのミッションを踏まえ、毎年4月に職員個々の業務目標と具体的取組み、目標期限を設定し、年3回の自己評価及び管理者による進捗状況の確認が行われています。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>県福祉職及び皆成学園職員の育成・研修計画に基づき組織として職員の教育・研修に関する基本指針が明示されています。また、経験年数、階層等に応じた研修や職員個々の能力開発・向上を目的とした研修も行われています。</p> <p>園においても、毎年度、園内研修計画に基づいた職員研修が行われ、内容は毎年見直しが行われています。</p> <p>職員の経験、階層や個々の能力開発・向上を目的とした教育・研修の取り組みは高く評価</p>		

されます。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>新規採用職員はOJTによるサポーター制度が策定され指導を受ける体制となっています。また、園内で各種研修が実施され必要な研修を受講することができます。</p> <p>外部研修については、DBで情報提供し参加が推奨されています。受講については業務時間内に受講できるよう配慮がされています。受講後は園内での伝達研修やDBに研修概要を掲載することで全職員が閲覧可能となっており、必要な情報を得ることができます。新規採用職員のサポーター制度、外部研修の業務時間内などの取り組みは高く評価されます。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p><コメント></p> <p>実習指導マニュアルが作成されています。また、県立施設として、学生ばかりでなく養護学校の新任職員などの実習を積極的に受け入れられています。実習は、施設の実習担当の他、児童発達支援管理者研修等を受講した職員も指導を行い、より専門性の高い実習を提供しておられます。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>園の理念・基本方針、予算・決算については園及び県のHPで公開されています。また、第三者評価は2年に1度受審され、受審結果が公表されています。苦情については、第三者委員及び県の県民の声等で対応され公表されています。</p> <p>園の活動等は園のHPや広報誌等に掲載され、関係機関に配布されています。地域に対しては、民生児童委員の研修会で園の運営について説明が行われています。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<コメント>		

県が定める規定に基づき運営が行われています。予算の執行については、県会計局等の助言・指導を受けています。また、内部監査や外部監査が県の規則に従って定期的に行われています。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>開かれた施設、地域の中の施設づくりを目指して「地域交流及びボランティア活動推進業務要領」が策定されています。毎秋、地域の方との交流と障がい児福祉の啓発を意図した地域交流行事「はーとふるプラザ」が開催され多くのボランティア等が参加する一大イベントとなっています</p> <p>ボランティアや園の活動に携わっていただいた方々には、継続して広報誌を送付されておられます。園で以前伝統的に取り組まれていた窯業（一心焼）が復活し、地域の方々が中心となって児童とともに取り組みまれ、地域との交流が広がっています。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p><コメント></p> <p>ボランティアの受け入れについては、受け入れ手続き等が記載されたボランティア受入マニュアルが策定されています。地元の社会福祉協議会が主催するボランティア体験事業の受け入れ先として、中高生の受け入れが行われています。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>県が毎年発行する『障がいのある方のよりよい暮らしのために』を活用して関係機関を把握されています。また、養護学校、児童相談所、市町村等必要に応じて連絡会等が開催され連携が図られています。</p> <p>児童の社会参加を円滑にすすめるため昨年度から児童の所属する市町と児童の様子を伝える会議を開催されていることは高く評価されます。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 施設が有する機能を地域に還元している。	b
<p><コメント></p> <p>園内に併設されている発達障がい者支援センター「エール」と共同し、発達障がい児・者</p>		

支援の啓発事業やコンサルテーション、市町等保育士の研修が行われています。また、災害時の避難場所として指定を受けています。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>障がいのある児童の専門施設として、発達障がい児支援のため市町等保育士研修が実施されています。また、地域の方との交流と障がい児福祉の啓発を意図した地域交流行事「はーとふるプラザ」が開催され多くのボランティア等が参加する一大イベントとなっています。</p> <p>しかし、地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動への取り組み少ないようです。今後、県立の障がい児の専門施設として積極的な取り組みに期待されます。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用者を尊重した福祉サービス提供については、皆成学園運営要綱の理念、基本方針で明示されています。また、虐待未然防止の取り組みとして、虐待防止委員会が年3回開催され、園独自の人権擁護「禁止事項」チェック表を用いて自己チェックが行われており、結果を分析するなどの取り組みは高く評価されます。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>児童の年齢や障がい特性により一人部屋が提供されます。二人部屋の場合にはカーテンが設置され、プライバシーを保つよう工夫されておられます。また、性別や障がい特性に配慮した居室や生活環境が工夫され、本人の意向を踏まえながらプライバシーを保ちつつ生活の自由が保障できるよう努められています。</p> <p>機関紙や報道関係への資料については、事前に児童・保護者の意向が確認され通学先の学校とも連携の上個人情報保護に配慮して提供されています。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b

<p><コメント></p> <p>保護者、児童が利用する玄関に入所、短期入所、日中一時支援サービスについて掲示するとともに園のHPでも紹介されています。見学、体験については、学園要覧を用いて施設内を案内し、生活の様子などの説明が行われています。</p>		
31	<p>Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更において利用者等にわかりやすく説明している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>保護者及び児童に対して見学や説明が行われています。契約や変更が生じた場合は、本人や保護者の自己決定を尊重しながら、実際の生活の様子や見学を通してわかりやすい説明を行っておられます。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>児童の移行支援は、園独自の社会自立推進業務実施要領に基づき、児童の担当職員が社会自立推進担当職員と連携し、児童及び保護者の意向を確認しながら取り組みまれておられます。また、学校や関係機関と連携し、児童の障がい特性を十分考慮された社会生活へ移行するよう取り組みまれています。</p> <p>移行前には児童と保護者に退所後のフォローアップ体制について説明され、移行後は電話や訪問により児童の状況が把握され、必要に応じて他機関と連携し継続的な支援を行っておられます。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>各棟ごとに毎月若しくは適宜、児童・職員合同の生活会議が開催され、困ったことや不満と思うことなどの話し合いが行われています。この会議では、児童が自分で考える力も身につけていけるような取り組みも行っておられます。</p> <p>保護者の意見等については、保護者会や電話、来所時に要望、意見が聞かれ、各棟で協議、対応が行われるとともに、経過はDBで職員に共有され必要に応じて改善の取り組みを行っておられます。</p> <p>サービス向上委員会が毎月開催され、児童の意見も聞かれるほか、子ども自治会等で児童の要望・意見が聞かれるなどの取り組みは評価されます。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	b
<p><コメント></p>		

<p>入所時、苦情解決の仕組みについて利用契約書に基づき説明を行っておられます。また、わかりやすく工夫された説明書を管理棟玄関及び児童玄関に掲示し、意見箱が設置されています。</p> <p>受け付けた苦情は、DBに記載され職員が共有し対応を行っておられます。また、日頃から児童、保護者からの声を聞くように心がけ、保護者や児童に説明が行われる体制が取られています。</p> <p>児童へのアンケート調査は今後実施することが検討されており、今後の取り組みに期待します。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b
<p><コメント></p> <p>苦情解決実施要綱が策定され、利用契約時に重要事項説明書で苦情受付体制について説明し園内に掲示されています。相談は個室で対応されておられます。今後も引き続き意見・要望を発信しやすい環境や職員への啓発に期待します。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>園独自の「苦情解決の適正化実施要領」を定め意見や要望を把握しておられます。</p> <p>サービス向上委員会を設置し、児童等の意見を支援に反映しています。また、子ども自治会で出された意見や行事計画のアンケート結果を活かし、実施に反映させるなどわかりやすい工夫に努めておられます。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>各部署にリスクマネジメント担当者が配置され、毎月リスクマネジメント委員会が開催されています。会議では、職員の危機管理意識を高め危険を未然に防ぐことを目的に、年間防災計画、ヒヤリハット事例、園内安全点検について分析・協議を行いDB等で職員に報告されておられます。</p> <p>また、各種災害マニュアルに基づいた実地訓練が行われ、改善点などマニュアルの見直しが行われています。毎年、救急救命、感染症等に係る研修が複数回開催されできるだけ多くの職員が受講できるよう配慮されておられます。しかし、全職員が受講されていないようです。今後の取り組みに期待します。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p>		

<p>感染防止マニュアルに基づいて研修会を実施されておられます。普段の健康管理においてもマニュアルに基づいて対応が行われ、感染症の発生及び拡大防止に取り組みまれておられます。</p> <p>季節ごとの感染症情報や感染症予防について、担当者会やDB等を通じて職員間で情報共有されておられます。感染症が流行する時期には、児童の手指消毒の徹底と通常より頻繁に児童が触る箇所の消毒が行われています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>防火・防災等管理規程により災害時の対応や職員体制が定められています。県の規定による非常持ち出し品を整備し、年1回リストの見直しや備蓄の点検が行われています。年間防災計画により消防署や自治公民館長の協力のもと、非常連絡訓練が行われています。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	b
<p><コメント></p> <p>各種サービスマニュアルが策定され標準的な実施に努めておられます。また、各種マニュアルは、DBによって共有し、職員に周知されておられます。今後も引き続き児童への養育、社会訓練などの取り組みに期待します。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント></p> <p>各種マニュアルによる標準的な実施方法については、所管する各委員会により決定され2年に1回の見直しが行われる体制となっています。各種マニュアルは毎年の確認と必要に応じて見直しが必要です。今後の取り組みに期待します。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	b
<p><コメント></p> <p>個別支援計画は個別支援計画作成マニュアルに基づき策定されています。アセスメントについては、園独自のアセスメントシートが使用され必要に応じて棟外職員も参加し協議を行っておられます。</p> <p>各棟の保育士長が児童発達支援管理責任者として、児童及び保護者の意向把握を行い、個別支援計画を作成されています。また、支援会議や関係者会議が開催され支援内容の検討が</p>		

行なわれています。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b
<p><コメント></p> <p>個別支援計画の見直しは、個別支援計画作成マニュアルに沿って行われています。計画の変更は、関係者による合議が図られた上関係機関へ送付、確認を行っておられます。</p> <p>今後も引き続きの取り組みに期待します。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<p><コメント></p> <p>児童の状況は園で定めた統一様式に記録が行われています。記載が標準的なものとなるよう記入例が策定され、記録の記載については各生活棟の副保育士長を中心に指導をおこなっておられます。また記録はDB化され支援に必要な会議の様子などはリンクが張られており、経過がわかるよう工夫されています。</p> <p>さらに、児童の必要な情報については、課題別のDBの活用により職員に周知されています。支援については毎朝、職員会が開催されるほか、課題別の委員会により情報共有が図られ、詳細の情報共有についてもDBを活用され、職員全体で児童に関する情報の共有などについての取り組みは高く評価されます。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>児童に関する記録等の個人情報、県個人情報保護条例及び県文書管理規定により管理されておられます。</p>		

内容評価基準（16項目）

A-1 利用者の尊重と権利擁護

		第三者評価結果
A-1-(1) 自己決定の尊重		
A①	A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>個別支援計画は児童のニーズや希望等聞かれ、社会的自立実現のために必要な事柄などについて、短期、長期的な視点で計画、実施されています。</p> <p>また、児童の特性、認知スキルに合わせて選択できるよう支援が工夫され、意思表示が難しい児童については保護者にも確認を行っておられます。</p> <p>子ども自治会や各棟内での生活会議など、児童が主体的に生活を送ることができるよう、意思表示や選択、自己決定の機会が意図的に作られることは高く評価されます。</p>		
A-1-(2) 権利侵害の防止等		
A②	A-1-(2)-① 利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	b
<p><コメント></p> <p>虐待防止委員会が設置され定期的に人権擁護に関するチェックが行われています。身体拘束が必要な時には、マニュアルの三原則に従って判断実施され記録により検証も行われています。施設内外で包括的暴力防止プログラムを受講し伝達研修が行われています。今後も引き続きの取り組みを期待します。</p>		

A-2 生活支援

A-2-(1) 支援の基本		
A③	A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>支援は自分でできることを増やすことを目的とした見守りの支援を心がけられています。自立のため児童が希望する生活や将来像をもとに支援計画が立てられ、自立生活体験ができる建物を利用した生活体験が行われています。</p> <p>また、社会生活移行支援サービス提供事業などを活用し、自立に向けて取り組みんでおられます。今後も引き続き児童の自律・自立生活に向けた支援に期待します。</p>		
A④	A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a

<p><コメント></p> <p>言語コミュニケーションが難しい児童には、一人ひとりに合わせた写真やカードなどのツールを作成して使用されています。また、児童のスキルや使用状況に応じてツールの修正や改善が行われています。</p> <p>具体的な取り組みとして、洗面所の鏡の横に清潔について理解できるイラストを掲示したり、不適切な行動については実際の場面と一緒にイメージするなど、わかりやすく説明が行われています。</p>		
A⑤	A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等適切に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>担当職員を中心に児童と個別に話をする機会が就寝前などに設けられておられます。児童本人との会話が難しい場合は、保護者の意見を聞き取り確認が行われています。また、言語のコミュニケーションに頼らず、絵カードや写真を用いて意思の表出ができるよう支援を行っておられます。</p> <p>今後も意思確認が困難な児童については、非言語コミュニケーションなどを活用され一人ひとりの気持ちの理解が進むよう取り組みに期待します。</p>		
A⑥	A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>個別支援計画にもとづき児童の希望やニーズによって社会自立支援の計画を立案して実施されています。また、児童の状況に合わせて社会資源の活用や地域行事等への参加、情報提供を行っておられます。</p> <p>施設内活動を行う場合も屋外での活動を取り入れるなど余暇の充実を図っておられます。引き続き充実した支援に期待します。</p>		
A⑦	A-2-(2)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの特性に合わせた個別の生活環境やスケジュールが用意されています。行動障がいのある児童に対しては、行動分析やアセスメントが行われ、障がい特性や行動特性に沿った支援を行っておられます。職員は、施設内外の研修に参加し、専門知識の習得と、支援スキルの向上に取り組みまれています。今後も引き続き障がい特性に配慮した支援に期待します。</p>		
A-2-(2) 日常的な生活支援		
A⑧	A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。	b

<p><コメント></p> <p>個別支援計画にもとづき児童にとって必要な生活支援を職員間で共有し取り組みを行っておられます。</p> <p>【食事】</p> <p>児童の発達段階や身体機能に応じて、食具を使用したり、食形態や食物の大きさが調整されています。また、各行事食をはじめ児童のリクエストを取り入れたメニューや病児食の対応も行っておられます。</p> <p>【入浴】</p> <p>入浴支援の必要な児童が多くその都度体の清潔や衣服の着脱について支援を行っておられます。</p> <p>【排泄】</p> <p>紙パンツを使用している児童の支援については、一人ひとりの排せつ状況を把握し実態に応じた支援が行われ清潔の保持に努めておられます。同性による支援を心がけておられます。</p>		
<p>A-2-(3) 生活環境</p>		
<p>A⑨</p>	<p>A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p> <p>安全第一に考えた環境づくりに取り組み必要に応じて壁や床の改修、物品の整理などの環境作りが行われています。清掃は毎日行われ、危険物等の確認を行っておられます。</p> <p>生活環境についての児童の意向確認は意見箱や生活会議で把握され、支援会議で改善点が検討され安全に配慮した取り組みを行っておられます。</p>		
<p>A-2-(4) 機能訓練・生活訓練</p>		
<p>A⑩</p>	<p>A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><コメント></p> <p>日常生活動作のスキル向上や機能維持などについて、生活の中で繰り返し体験できるように支援を行っておられます。</p> <p>身体状況により歩行介助や食事介助の必要がある児童については、専門機関と連携し日常生活上の注意点や介助方法について指導を受け、取り組みを行っておられます。今後も引き続き重複障がいなどのある児童の支援に期待します。</p>		
<p>A-2-(5) 健康管理・医療的な支援</p>		
<p>A⑪</p>	<p>A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。</p>	<p>a</p>
<p><コメント></p> <p>日々の健康観察が行われ体調不良のサインがあれば保育士、保健師で病院受診などの対応</p>		

<p>が行われています。定期通院が必要な児童については担当保育士が普段の生活の様子などについての所見を作成し、保育士長、保健師に助言を得て主治医に情報提供されています。</p> <p>緊急時には迅速に対応できるよう児童の特性などの情報が共有されています。また、学校でも年2回の定期検診のほか健康状態や個別の障がいについて理解が図られ適切な対応が行われています。</p>		
A⑫	A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>健康管理については保育士と保健師が連携して対応されておられます。服薬管理についてはマニュアルが策定され、マニュアルに沿った管理や処方が行われています。てんかん発作がある児童については、主治医の指示書に従って対応を行っておられます。小児科、精神科、歯科医師が嘱託医となっており適宜相談しながら対応を行っておられます。</p>		
A-2-(6) 社会参加・学習支援		
A⑬	A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>社会参加（地域のイベント）に関しては児童へ情報提供を行い、希望や必要に応じて職員同行で実施されています。単独で外出出来る児童については交通機関の利用や安全面に配慮した計画が立てられ支援を行っておられます。</p> <p>外出、外泊については児童本人の意見と合わせ、保護者や措置児童においては児童相談所と連携し了解を得てから実施されておられます。</p> <p>今後も引き続き児童の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための取り組みに期待します。</p>		
A-2-(7) 地域生活への意向と地域生活の支援		
A⑭	A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のため支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>社会参加の促進や地域の一員としての取り組みは、社会生活移行支援サービス提供事業と連携を行い、児童の移行先や障がいの特性に配慮しながら発達段階に沿った支援を行っておられます。</p> <p>新たな取り組みとして移行先の成人施設との話し合いや児童の居住地の市町と移行のための支援について、圏域ごとの連絡会、市町へ出向いて話し合いが行われるなど積極的な取り組みは高く評価されます。</p>		
A-2-(8) 家族との連携・交流と家族支援		
A⑮	A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	b

〈コメント〉

園での生活の様子については、保護者に連絡帳、電話連絡などを活用し適宜生活状況の報告を行っておられます。また、学校の懇談会に保護者と一緒に参加し、学校と保護者と3者で情報を共有し支援に活かされておられます。

措置入所児童については児童相談所と連携を取りながら家族との情報共有や交流を行っておられます。また、契約入所児童については保護者会が開催され意見や生活の様子が聞かれています。参加者が少ない状況です。

今後、保護者会の運営や交流についての見直しが期待されます。

A-3 発達支援

A-3-(1) 支援の基本		
A⑯	A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	b
〈コメント〉		
児童の発達支援に関する研修を受講し児童の発達段階や障がい特性の理解を深めておられます。また、児童本人や保護者のニーズを聞き取り、個別支援計画の立案や支援を行っておられます。日々の行動観察や目標に対するアセスメントを行い、進捗状況をチームで確認して目標の見直しを行っておられます。		

A-4 就労支援

A-4-(1) 就労支援		
A⑰	A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	評価外
〈コメント〉		
A⑱	A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	評価外
〈コメント〉		
A⑲	A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	評価外
〈コメント〉		